

## キャリア教育支援会議設置要綱

### (設置)

第1条 広島県におけるキャリア教育を推進するに当たり、キャリア教育支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 支援会議は、広島県におけるキャリア教育推進に関する次の事項について、専門的な見地から必要な協議、情報交換等を行うとともに指導・助言を行うものとする。

- (1) キャリア教育の在り方に対する提言に関すること
- (2) 企業が求める人材像の明確化に関すること
- (3) 長期にわたる職場体験・就業体験の受入体制の構築に関すること
- (4) その他、キャリア教育に関すること

### (構成)

第3条 支援会議は、委員15名以内をもって構成する。

2 委員は、有識者、産業界関係者、経済団体関係者、PTA関係者、労働行政部局等行政機関の関係者、キャリア教育に関する各指定事業の関係者等の中から教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 支援会議に委員長を置き、委員の互選により、これを決定する。

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 支援会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 この支援会議の庶務は、広島県教育委員会事務局教育部指導第二課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。